

議案第 1 1 8 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 1 3 条、第 1 3 条の 2 関係）

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種 別	単 位	金 額	
行商、募金その他これらに類する行為	1 日	1,010円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1 日	5,090円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1 日	10,180円	
興行	1 日 1 平方メートルまでごとに	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	2 時間未満	250円
		2 時間以上 4 時間未満	500円
		4 時間以上 8 時間未満	1,010円
		8 時間以上	1,520円

港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	1,270円
			4時間以上 8時間未満	2,540円
			8時間以上	3,810円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円
照明施設		1基1回1時間までごとに		1,520円
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回		500円
	かまど付き	1箇所1回		1,010円

別表第2備考第3項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用又は利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

港湾環境整備施設の使用料の額及び利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。